| ﾁｪｯｸ | 点検項目 | 点検内容 | 根拠条例・告示等 | 関係書類 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 適・否 | （自立訓練（機能訓練）） |
| **第1　基本方針（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 一般原則及び基本方針 | ⑴　利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定自立訓練（機能訓練）を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定自立訓練（機能訓練）を提供しているか。 | 第10条第1項 | ・自立訓練（機能訓練）計画・アセスメントの記録・モニタリングの記録 |
| 適・否 | ⑵　利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定自立訓練（機能訓練）の提供に努めているか。 | 第10条第2項 |  |
| 適・否 | ⑶　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | 第10条第3項 | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・研修計画・研修資料等・研修報告書等・研修受講修了証明書・研修会開催記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | ⑷　事業の運営に当たっては、暴力団員の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有していないか。 | 第10条第4項 |  |
| 適・否 | ⑸　障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、受給者証に定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。 | 第130条 |  |
| **第2　人員に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 従業者 | 　看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。 | 第131条第1項第1号 | ・職員名簿・雇用契約書・発令簿又は辞令・勤務表・出勤状況に関する書類等・利用者数に関する書類・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類 |
| 適・否 | 2 看護職員 | 　看護職員の数は、事業所ごとに、1以上となっているか。また、このうち1人以上は常勤となっているか。 | 第131条第1項第1号及び第6項 |
| 適・否 | 3 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 | 　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、事業所ごとに、1以上となっているか。ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 | 第131条第1項第1号及び第4項 |
| 適・否 | 4 生活支援員 | 　生活支援員の数は、事業所ごとに、1以上となっているか。また、このうち1人以上は常勤となっているか。 | 第131条第1項第1号及び第7項 |
| 適・否 | 5 サービス管理責任者 | 　事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。①　利用者の数が60以下　1以上②　利用者の数が61以上　1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上　また、1人以上は常勤となっているか。 | 第131条第1項第2号及び第8項 |
| 適・否 | 6 訪問による指定自立訓練(機能訓練) | 　事業所における指定自立訓練（機能訓練）に併せて、訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する場合は、1から4に規定する員数の従業員に加えて、当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置いているか。 | 第131条第2項 |
| 適・否 | 7 利用者数の算定 | 　利用者の数は、前年度の平均値となっているか。　ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数により算定されているか。 | 第131条第3項 |
| 適・否 | 8 職務の専従 | 　従業者は､専ら当該事業所の職務に従事する者となっているか。　ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。 | 第131条第5項 |
| 適・否 | 9 管理者 | 　事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。　ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 | 第132条（第55条準用） |
| 適・否 | 10 従たる事業所を設置する場合の特例 | 　事業所における主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | 第132条（第79条第2項準用） |  |
| **第3　設備に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 設備 | ①　訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。 ②　これらの設備は、専ら当該事業所の用に供するものとなっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。 | 第133条（第81条第1項、第3項及び第4項準用） | ・事業所の平面図・設備、備品台帳 |
| 適・否 | 2 訓練・作業室 | ①　訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。②　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。 | 第133条（第81条第2項第1号準用） |
| 適・否 | 3 相談室 | 　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。 | 第133条（第81条第2項第2号準用） |
| 適・否 | 4 洗面所及び便所 | 　利用者の特性に応じたものであるか。 | 第133条（第81条第2項第3号準用） |
| **第4　運営に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 内容及び手続の説明及び同意 | ⑴　支給決定障害者等が指定自立訓練（機能訓練）の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定自立訓練（機能訓練）の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。※　重要事項の説明時に次の内容を記した説明書、パンフレット等を交付すること。運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等 | 第137条（第16条第1項準用） | ・利用申込書・申込時の説明書・同意に係る書類・運営規程・利用契約書・重要事項説明書 |
| 適・否 | ⑵　社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。※　交付すべき書面に記載すべき内容経営者の名称及び主たる事務所の所在地、提供する指定自立訓練（機能訓練）の内容、利用者が支払うべき額に関する事項、提供開始年月日、苦情を受け付けるための窓口 | 第137条（第16条第2項準用） |
| 適・否 | 2 契約支給量の報告等 | ⑴　指定自立訓練（機能訓練）を提供するときは、当該指定自立訓練（機能訓練）の内容、契約支給量、その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。 | 第137条（第17条第1項準用） | ・受給者証写し |
| 適・否 | ⑵　契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。 | 第137条（第17条第2項準用） |
| 適・否 | ⑶　指定自立訓練（機能訓練）の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を本市に対し遅滞なく報告しているか。 | 第137条（第17条第3項準用） | ・契約内容報告書の控え |
| 適・否 | ⑷　受給者証記載事項に変更があった場合に、⑴から⑶までに準じて取り扱っているか。 | 第137条（第17条第4項準用） | ・受給者証写し・契約内容報告書の控え |
| 適・否 | 3 提供拒否の禁止 | 　正当な理由がなく、指定自立訓練（機能訓練）の提供を拒んでいないか。 | 第137条（第18条準用） | ・利用申込受付簿 |
| 適・否 | 4 連絡調整に対する協力 | 　指定自立訓練（機能訓練）の利用について本市又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 第137条（第19条準用） | ・本市や相談支援事業者等との連絡調整に関する記録 |
| 適・否 | 5 サービス提供困難時の対応 | 　事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定自立訓練（機能訓練）を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定自立訓練（機能訓練）事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 第137条（第20条準用） | ・利用申込受付簿・紹介等の記録 |
| 適・否 | 6 受給資格の確認 | 　指定自立訓練（機能訓練）の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。 | 第137条（第21条準用） | ・受給者証写し |
| 適・否 | 7 訓練等給付費の支給の申請に係る援助 | ⑴　自立訓練（機能訓練）に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 第137条（第22条第1項準用） | ・利用申込受付簿・援助等の記録 |
| 適・否 | ⑵　自立訓練（機能訓練）に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | 第137条（第22条第2項準用） | ・利用者に関する記録・援助等の記録 |
| 適・否 | 8 心身の状況等の把握 | 　指定自立訓練（機能訓練）の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 第137条（第23条準用） | ・利用者に関する記録 |
| 適・否 | 9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | ⑴　指定自立訓練（機能訓練）の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市又は他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者等（以下「他のサービス提供者」という。）との密接な連携に努めているか。 | 第137条（第24条第1項準用） | ・利用者に関する記録・他のサービス提供者との連携に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　指定自立訓練（機能訓練）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、他のサービス提供者との密接な連携に努めているか。 | 第137条（第24条第2項準用） |
| 適・否 | 10 身分を証する書類の携行 | 　従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 | 第137条（第25条準用） | ・身分証明書、名札等・就業規則 |
| 適・否 | 11 サービスの提供の記録 | ⑴　指定自立訓練（機能訓練）を提供したときは、当該指定自立訓練（機能訓練）の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立訓練（機能訓練）の提供の都度記録しているか。 | 第137条（第26条第1項準用） | ・サービス提供記録実績票・指定自立訓練（機能訓練）の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　⑴の規定による記録を行うときは、指定自立訓練（機能訓練）を提供したことについて支給決定障害者等から確認を受けているか。 | 第137条（第26条第2項準用） |
| 適・否 | 12 利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | ⑴　指定自立訓練（機能訓練）を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | 第137条（第27条第1項準用） | ・運営規程・領収証控え |
| 適・否 | ⑵　⑴の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、13の⑴から⑶までについては、この限りでない。 | 第137条（第27条第2項準用） | ・説明書類・同意に係る書類 |
| 適・否 | 13 利用者負担額等の受領 | ⑴　指定自立訓練（機能訓練）を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負担額の支払を受けているか。 | 第134条第1項 | ・利用者負担額請求書・領収証控え |
| 適・否 | ⑵　法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | 第134条第2項 |
| 適・否 | ⑶　⑴及び⑵の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けているか。①　食事の提供に要する費用②　日用品費③　①及び②のほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの | 第134条第3項 | ・請求書・領収証控え・日用品費等の額がわかる書類・運営規程 |
| 適・否 | ⑷　⑶の①に掲げる費用については、厚生労働大臣の定めるところによっているか。※　「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」（平成18年9月29日厚生労働省告示第545号） | 第134条第4項 | ・請求書・領収証控え・運営規程 |
| 適・否 | ⑸　⑴から⑶までに規定する支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支払を行った支給決定障害者に対し交付しているか。 | 第134条第5項 | ・領収証控え |
| 適・否 | ⑹　⑶の規定によりその費用の支払を受けることができる指定自立訓練（機能訓練）の提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該指定自立訓練（機能訓練）の内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 | 第134条第6項 | ・同意に係る書類等・説明書類 |
| 適・否 | 14 利用者負担額に係る管理 | 　当該支給決定障害者が同一の月に指定自立訓練（機能訓練）及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合において、当該支給決定障害者の依頼を受けたときは、当該指定自立訓練（機能訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定自立訓練（機能訓練）及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。　この場合において、利用者負担額合計額を本市に報告するとともに、支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 第137条（第29条準用） | ・利用者負担額合計額の算定書類・上限額管理結果票・支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス事業者等に対する通知の控え |
| 適・否 | 15 訓練等給付費の額に係る通知等 | ⑴　法定代理受領により指定自立訓練（機能訓練）に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。 | 第137条（第30条第1項準用） | ・支給決定障害者等に対する通知（代理受領通知）の控え |
| 適・否 | ⑵　法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定自立訓練（機能訓練）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。 | 第137条（第30条第2項準用） | ・サービス提供証明書控え |
| 適・否 | 16 取扱方針 | ⑴　自立訓練（機能訓練）計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者に対する支援を適切に行うとともに、指定自立訓練(機能訓練)の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 | 第137条（第60条第1項準用） | ・自立訓練（機能訓練）計画・指定自立訓練（機能訓練）の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 | 第137条（第60条第2項準用） |
| 適・否 | ⑶　従業者は、指定自立訓練(機能訓練)の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 | 第137条（第60条第3項準用） | ・説明書類 |
| 適・否 | ⑷　提供する指定自立訓練(機能訓練)の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 第137条（第60条第4項準用） | ・質の評価の実施に関する記録・改善に関する記録 |
| 適・否 | 17 計画の作成 | ⑴　管理者は、サービス管理責任者に指定自立訓練(機能訓練)に係る自立訓練（機能訓練）計画の作成に関する業務を担当させているか。 | 第137条（第61条第1項準用） | ・自立訓練（機能訓練）計画 |
| 適・否 | ⑵　サービス管理責任者は、自立訓練（機能訓練）計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じた利用者の希望する生活、課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 | 第137条（第61条第2項準用） | ・アセスメントの記録 |
| 適・否 | ⑶　サービス管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。 | 第137条（第61条第3項準用） | ・アセスメントの記録 |
| 適・否 | ⑷　サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接しているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | 第137条（第61条第4項準用） | ・面接の記録・説明書類 |
| 適・否 | ⑸　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定自立訓練（機能訓練）の目標及びその達成時期、指定自立訓練（機能訓練）を提供する上での留意事項等を記載した自立訓練（機能訓練）計画の原案を作成しているか。　この場合において、事業所が提供する指定自立訓練（機能訓練）以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携も含めて自立訓練（機能訓練）計画の原案に位置付けるよう努めているか。 | 第137条（第61条第5項準用） | ・自立訓練（機能訓練）計画の原案 |
| 適・否 | ⑹　サービス管理責任者は、自立訓練（機能訓練）計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定自立訓練（機能訓練）の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、⑸に規定する自立訓練（機能訓練）計画の原案の内容について、意見を求めているか。 | 第137条（第61条第6項準用） | ・会議録等 |
| 適・否 | ⑺　サービス管理責任者は、⑸に規定する自立訓練（機能訓練）計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 | 第137条（第61条第7項準用） | ・説明文書・同意文書 |
| 適・否 | ⑻　サービス管理責任者は、自立訓練（機能訓練）計画を作成したときは、利用者及び指定特定相談支援事業者等に、当該自立訓練（機能訓練）計画を記載した書面を交付しているか。 | 第137条（第61条第8項準用） | ・利用者等への交付の記録 |
| 適・否 | ⑼　サービス管理責任者は、自立訓練（機能訓練）計画について、実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも3月に1回以上、見直しを検討し、必要に応じて変更を行っているか。 | 第137条（第61条第9項準用） | ・モニタリングの記録・自立訓練（機能訓練）計画 |
| 適・否 | ⑽　サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。①　定期的に利用者に面接すること。②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。 | 第137条（第61条第10項準用） | ・面接の記録・モニタリングの記録 |
| 適・否 | ⑾　自立訓練（機能訓練）計画に変更のあった場合、⑵から⑻までに準じて取り扱っているか。 | 第137条（第61条第11項準用） |  |
| 適・否 | 18 サービス管理責任者の責務 | ⑴　サービス管理責任者は、自立訓練（機能訓練）計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。①　他の指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、あらかじめ、利用者の心身の状況、指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。②　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。③ 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。 | 第137条（第62条第1項準用） | ・組織図・業務分担表・職員会議録・利用者に関する記録・指定自立訓練（機能訓練）の提供に関する記録・従業者に対する助言等に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。 | 第137条（第62条第2項準用） | ・利用者に関する記録・指定自立訓練（機能訓練）の提供に関する記録 |
| 適・否 | 19 相談及び援助 | 　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、利用者又はその家族に対して必要な助言その他の援助を行っているか。 | 第137条（第63条準用） | ・相談等の記録 |
| 適・否 | 20 訓練 | ⑴　利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。 | 第135条第1項 | ・指定自立訓練（機能訓練）の提供に関する記録・勤務表 |
| 適・否 | ⑵　利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。 | 第135条第2項 |
| 適・否 | ⑶　常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。 | 第135条第3項 |
| 適・否 | ⑷　利用者に対して、利用者の負担により、当該指定自立訓練（機能訓練）事業者が運営する事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。 | 第135条第4項 |
| 適・否 | 21 地域生活への移行のための支援 | ⑴　利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービスの事業を行う者等と連携し、必要な調整を行っているか。 | 第136条第1項 | ・連携、調整に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行っているか。 | 第136条第2項 | ・連絡、相談に関する記録 |
| 適・否 | 22 職場への定着のための支援の実施 | ⑴　障害者の職場への定着を促進するため、指定自立訓練（機能訓練）を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。 | 第137条（第85条の2第1項準用） | ・雇用された利用者に関する支援の記録 |
| 適・否 | ⑵　指定自立訓練（機能訓練）を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、⑴に定める支援が終了した日以降速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。 | 第137条（第85条の2第2項準用） | ・指定就労定着支援事業者との連絡調整の記録 |
| 適・否 | 23 食事 | ⑴　あらかじめ、食事の提供の有無並びにこれを行う場合における食事の内容及び費用に関し、利用者に説明を行い、その同意を得ているか。 | 第137条（第86条第1項準用） | ・説明書類・同意に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及びし好を考慮し、適切な時間に行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。 | 第137条（第86条第2項準用） | ・食事の提供に関する書類・献立表 |
| 適・否 | ⑶　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。 | 第137条（第86条第3項準用） |
| 適・否 | ⑷　食事の提供を行う場合であって、事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。 | 第137条（第86条第4項準用） | ・保健所の指導に関する書類 |
| 適・否 | 24 緊急時等の対応 | 　現に指定自立訓練（機能訓練）の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連その他の必要な措置を講じているか。 | 第137条（第35条準用） | ・指定自立訓練（機能訓練）の提供に関する記録・緊急時対応マニュアル |
| 適・否 | 25 健康管理 | 　常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。 | 第137条（第87条準用） | ・看護日誌・指定自立訓練（機能訓練）の提供に関する記録 |
| 適・否 | 26 支給決定障害者等に関する本市への通知 | 　指定自立訓練（機能訓練）を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しているか。①　正当な理由なしに指定自立訓練（機能訓練）の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。②　偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき。 | 第137条（第67条準用） | ・本市への通知の控え |
| 適・否 | 27 管理者の責務　 | ⑴　管理者は、事業所の他の従業者の管理、業務の管理その他の必要な管理を一元的に行っているか。 | 第137条（第37条第1項準用） | ・組織図・業務分担表・職員会議録・業務マニュアル等 |
| 適・否 | ⑵　管理者は、事業所の従業者に「札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例」の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 | 第137条（第37条第2項準用） |
| 適・否 | 28 運営規程 | 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容③　営業日及び営業時間④　利用定員⑤　指定自立訓練（機能訓練）の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその　　額⑥　通常の事業の実施地域⑦　サービスの利用に当たっての留意事項⑧　緊急時等における対応方法⑨　非常災害対策⑩　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑪　虐待の防止のための措置に関する事項　・　虐待防止委員会の設置等に関すること・　虐待の防止に関する担当者の選定・　成年後見制度の利用支援・　苦情解決体制の整備・　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施等⑫　その他運営に関する重要事項 | 第137条（第88条準用） | ・運営規程 |
| 適・否 | 29 勤務体制の確保等 | ⑴　利用者に対し、適切な指定自立訓練（機能訓練）を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。 | 第137条（第69条第1項準用） | ・勤務表 |
| 適・否 | ⑵　事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定自立訓練（機能訓練）を提供しているか。　ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 | 第137条（第69条第2項準用） | ・勤務表・出勤状況に関する書類・雇用契約書・辞令書・賃金台帳 |
| 適・否 | ⑶　従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。 | 第137条（第69条第3項準用） | ・研修計画・研修会資料等・研修報告書等・研修受講終了証明書 |
| 適・否 | ⑷　適切な指定自立訓練（機能訓練）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じているか。 | 第137条（第69条第4項準用） | ・倫理綱領、行動指針・ハラスメント防止の取り組みに関する記録 |
| 適・否 | 30 業務継続計画の策定等 | ⑴　感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定自立訓練（機能訓練）の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 第137条（第40条の2第1項準用） | ・業務継続計画・従業者に周知した記録・研修及び訓練の実施報告・業務継続計画に基づく対応記録等 |
| 適・否 | ⑵　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（1年に1回以上）に実施しているか。 | 第137条（第40条の2第2項準用） |
| 適・否 | ⑶　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 第137条（第40条の2第3項準用） |
| 適・否 | 31 定員の遵守 | 　利用定員を超えて指定自立訓練（機能訓練）の提供を行っていないか。　ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 | 第137条（第70条準用） | ・利用者数に関する記録・業務日誌・指定自立訓練（機能訓練）の提供に関する記録 |
| 適・否 | 32 非常災害対策 | ⑴　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。 | 第137条（第71条第１項準用） | ・消防用設備等設置届出書・消防計画（消防計画に準ずる計画）・非常災害時対応マニュアル等 |
| 適・否 | ⑵　非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。 | 第137条（第71条第2項準用） | ・避難訓練等の記録 |
| 適・否 | ⑶　⑵に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めているか。 | 第137条（第71条第3項順豊） |
| 適・否 | 33 衛生管理等 | ⑴　利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。 | 第137条（第89条第1項準用） | ・衛生マニュアル等・設備、備品台帳 |
| 適・否 | ⑵　健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。  | 第137条（第89条第2項準用） |
| 適・否 | ⑶　事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。①　事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（3か月に1回以上）に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。②　事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。③　事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的（1年に2回以上）に実施すること。 | 第137条（第89条第3項準用） | ・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針・研修及び訓練の実施報告 |
| 適・否 | 34 協力医療機関 | 　利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 | 第137条（第90条準用） | ・協力医療機関との契約書 |
| 適・否 | 35 掲示 | 　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。　ただし、この重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | 第137条（第42条第1項及び第2項準用） | ・掲示物又は備え付けの書面 |
| 適・否 | 36 秘密保持等 | ⑴　事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 第137条（第43条第1項準用） | ・就業規則・就業時の取り決め等・秘密保持に係る同意書 |
| 適・否 | ⑵　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 第137条（第43条第2項準用） |
| 適・否 | ⑶　他の事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | 第137条（第43条第3項準用） | ・情報提供に係る同意書 |
| 適・否 | 37 情報の提供等 | ⑴　指定自立訓練（機能訓練）を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、その実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 第137条（第44条第1項準用） | ・広告、ポスター、パンフレット、ＨＰ等・情報開示の手順等に関する決まり・情報開示に係る記録 |
| 適・否 | ⑵　その実施する事業について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。 | 第137条（第44条第2項準用） |
| 適・否 | 38 利益供与等の禁止 | ⑴　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 第137条（第45条第1項準用） | ・就業規則・就業時の取り決め等・紹介等に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 第137条（第45条第2項準用） |
| 適・否 | 39 苦情解決 | ⑴　その提供した指定自立訓練（機能訓練）に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置その他の必要な措置を講じているか。 | 第137条（第46条第1項準用） | ・苦情相談体制図・苦情解決手順書・説明書類・掲示物・パンフレット |
| 適・否 | ⑵　⑴の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 第137条（第46条第2項準用） | ・苦情の記録・改善に向けた取組に関する記録 |
| 適・否 | ⑶　その提供した指定自立訓練（機能訓練）に関し、法第10条第1項の規定により本市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第137条（第46条第3項準用） | ・本市からの指導、助言等の通知・改善報告等の控え・改善措置に関する記録 |
| 適・否 | ⑷　その提供した指定自立訓練（機能訓練）に関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくは指定自立訓練（機能訓練）の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第137条（第46条第4項準用） |
| 適・否 | ⑸　その提供した指定自立訓練（機能訓練）に関し、法第48条第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第137条（第46条第5項準用） |
| 適・否 | ⑹　本市又は市長から求めがあった場合には、⑶から⑸までの改善の内容を本市又は市長に報告しているか。 | 第137条（第46条第6項準用） | ・本市等に対する改善報告等の控え |
| 適・否 | ⑺　社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | 第137条（第46条第7項準用） | ・運営適正化委員会の調査等に関する記録 |
| 適・否 | 40 事故発生時の対応 | ⑴　利用者に対する指定自立訓練（機能訓練）の提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 第137条（第47条第1項準用） | ・事故に関する記録・事故対応マニュアル等・事故等発生状況報告書・業務日誌・ヒヤリ・ハット報告等 |
| 適・否 | ⑵　事故の状況及び事故に際して講じた措置について、記録しているか。 | 第137条（第47条第2項準用） |
| 適・否 | ⑶　利用者に対する指定自立訓練（機能訓練）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しているか。 | 第137条（第47条第3項準用） | ・事故に関する記録・損害賠償に関する記録・損害賠償保険の加入状況、支払状況に関する書類 |
| 適・否 | 41 虐待の防止 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。　①　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。　②　事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（1年に1回以上）実施すること。　③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 第137条（第47条の2準用） | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・研修資料等・研修報告書等・研修会開催記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | 42 身体拘束等の禁止 | ⑴　指定自立訓練（機能訓練）の提供に当たっては、身体拘束等を行っていないか。ただし、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではない。 | 第137条（第42条の2第1項準用） | ・自立訓練（機能訓練）計画・身体拘束等が行われた場合の記録・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・身体拘束等の適正化のための指針・研修実施報告 |
| 適・否 | ⑵　⑴のただし書により身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | 第137条（第42条の2第2項準用） |
| 適・否 | ⑶　身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。 | 第137条（第42条の2第3項準用） |
| 適・否 | 43 地域との連携等 | 　その事業の運営に当たっては、地域住民又は地域において自発的な活動を行う団体等との連携及び協力その他の地域との交流に努めているか。 | 第137条（第74条準用） | ・事業計画等・地域との活動の記録・ボランティア・実習生・施設見学等受入の記録 |
| 適・否 | 44 会計の区分 | 　事業所ごとに経理を区分するとともに、指定自立訓練（機能訓練）の事業の会計を他の事業の会計と区分しているか。 | 第137条（第48条準用） | ・会計関係書類 |
| 適・否 | 45 記録の整備 | ⑴　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 第137条（第75条第1項準用） | ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 |
| 適・否 | ⑵　利用者に対する指定自立訓練(機能訓練)の提供に関する諸記録を整備し、当該記録の作成日から5年間保存しているか。①　自立訓練（機能訓練）計画②　指定自立訓練（機能訓練）の提供の記録③　支給決定障害者に関する本市への通知に係る記録④　身体拘束等の記録⑤　苦情の内容等の記録⑥　事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録 | 第137条（第75条第2項準用） | ・自立訓練（機能訓練）計画・指定自立訓練（機能訓練）の提供に関する記録・本市への通知に係る記録・身体拘束等の記録・苦情の内容等の記録・事故等の記録 |
|  | （電磁的記録等） | 記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、上記2⑴及び6を除き、書面により行うこととされているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるものする。また、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもののうち、書面により行うこととされているものについては、相手方の承諾を得て、相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるものとする。※　ただし、これらの方法を用いる場合においては、改ざんや滅失、外部への情報の流出等が発生し得ない確実な方法により行うこと。 | 第419条第1項及び第2項 |  |
| **第5　多機能型に関する特例（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 利用定員に関する特例 | 　多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労移行支援事業所、多機能型就労継続支援Ａ型事業所及び多機能型就労継続支援Ｂ型事業所（「多機能型事業所」と総称）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（指定宿泊型自立訓練に係るものを除く）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次に掲げる人数としているか。①　多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く）　6人以上②　多機能型自立訓練（生活訓練）事業所　6人以上（ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練）併せて行う場合にあっては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練）の利用定員が6人以上とする。）③　多機能型就労継続支援Ａ型事業所及び多機能型就労継続支援Ｂ型事業所　10人以上 | 第335条第1項 |  |
| 適・否 | 2 事業者の員数等に関する特例 | ⑴　多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、当該多機能型事業所に置くべき従業者（管理者、医師及びサービス管理責任者を除く)のうち、1 人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 | 第181条第1項 |  |
| 適・否 | ⑵　多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を除く）は、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち、当該一の事業所としてみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。①　利用者の数の合計が60以下　1以上②　利用者の数の合計が61以上　1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 | 第181条第2項 |  |
| 適・否 | 3 設備の特例 | 　多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。 | 第182条 |  |
| **第6　変更の届出等（法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）** |
| 適・否 |  | ⑴　事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23に定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。注)　「事業所（施設）の名称」、「事業所（施設）所在地」、「申請者（設置者）の名称」、「事業所（施設）の平面図及び設備の概要」、「主たる対象者」、「運営規程（定員）」、「運営規程（共同生活住居・居室の追加・廃止、従たる事業所の設置・廃止）」については、変更日の1カ月前まで※　法律上は「10日以内の届出」となっておりますが、利用者の方等への事前の周知が必要な場合や職員配置及び設備基準等の確認が必要であるため、上記期日までに郵送してください（消印有効）。※　事業所の追加、移転等については、事前に建築基準法及び消防法に基づく防火設備等について確認してください。詳しくは「事業者指定申請に係る他の法律・制度」をご覧ください。（賃貸の場合は、契約前に確認することをおすすめします。）※　札幌市外への事業所の移転については、概ね移転（予定）日の2カ月前までに移転先を所管する振興局や中核市への新規申請及び移転（予定）日の1カ月前までに札幌市へ廃止届の提出が必要です。 | 法第46条第1項 | ・届出書等の控え |
| 適・否 | ⑵　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1カ月前までに、その旨を市長に届け出ているか。 | 法第46条第2項 |
| **第7　訓練等給付費の算定及び取扱い（告示：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523 号））****（留意事項：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年障発第1031001号））（法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）** |
| 適・否 | 1 基本事項 | ⑴　指定自立訓練（機能訓練）に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第10により算定する単位数に、「厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）」を乗じて得た額を算定しているか。ただし、その額が現に当該指定自立訓練（機能訓練）に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定自立訓練（機能訓練）事業に要した費用の額となっているか。 | 告示1及び法第29条第3項 | ・訓練等給付費請求書・訓練等給付費明細書 |
| 適・否 | ⑵　⑴の規定により、指定自立訓練（機能訓練）に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。 | 告示2 |
| 適・否 | 2-1 機能訓練サービス費（Ⅰ）（通所により行った場合） | 　事業所において、指定自立訓練（機能訓練）を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。 | 告示別表第10の1の注1 | ・訓練等給付費請求書・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・自立訓練（機能訓練）計画・指定自立訓練（機能訓練）の提供に関する記録・利用者数に関する書類2-2⑵のみ・履修証明書若しくは研修修了証明書 |
| 適・否 | 2-2 機能訓練サービス費（Ⅱ）（居宅を訪問して行った場合） | ⑴　事業所（共生型自立訓練（機能訓練）事業所を除く。）に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して指定自立訓練（機能訓練）等（共生型自立訓練（機能訓練）を除く。）を行った場合に、自立訓練（機能訓練）計画等に位置付けられた内容の指定自立訓練（機能訓練）等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第10の1の注2 |
| 適・否 | （視覚障害者に対する専門的訓練の場合） | ⑵　国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者が、視覚障害者である利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして市長に届け出た事業所（共生型自立訓練（機能訓練）事業所を除く。）において、当該従業者が当該利用者の居宅を訪問して指定自立訓練（機能訓練）等（共生型自立訓練（機能訓練）を除く。）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第10の1の注2の2 |
| 適・否 | 2-3 共生型機能訓練サービス費 | ⑶　共生型機能訓練サービス費共生型自立訓練（機能訓練）事業所において、共生型自立訓練（機能訓練）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する共生型自立訓練（機能訓練）事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。 | 告示別表第10の1の注2の3 |
| 適・否 | 2-4　基準該当機能訓練サービス費 | 　次に掲げる場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。⑴　基準該当自立訓練（機能訓練）事業所において、基準該当自立訓練（機能訓練）を行う場合。⑵　病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所において、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合。 | 告示別表第10の1の注3 |
| 適・否 | 3 定員超過利用減算 | 　以下のいずれかに該当する場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。（機能訓練サービス費（Ⅰ）及び共生型機能訓練サービス費が対象）①　過去3月間の利用者数の平均値が、以下のいずれかに該当する場合ア　利用定員11人以下‥‥利用定員数に3を加えて得た数を超える場合イ　利用定員12人以上‥‥利用定員数に100分の125を乗じて得た数を超える場合②　1日の利用者の数が、以下のいずれかに該当する場合ア　利用定員50人以下‥‥利用定員数に100分の150を乗じて得た数を超える場合イ　利用定員51人以上‥‥利用定員数に利用定員数から50を控除した数に100分の25を乗じて得た数に25を加えた数を加えて得た数を超える場合 | 告示別表第10の1の注4⑴ | ・訓練等給付費明細書・利用者数に関する書類・職員名簿・雇用契約書・勤務表・職員の出勤状況に関する書類 |
| 適・否 | 4 人員欠如減算 | 　事業所に置くべき看護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、生活支援員（以下「看護職員等」という。）又はサービス管理責任者の員数を満たしていない場合、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。看護職員等の員数を満たしていない状態が減算適用月から3月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が減算適用月から5月以上継続している場合は、所定単位数に100分の50を乗じて得た数を算定しているか。（機能訓練サービス費（Ⅰ）が対象） | 告示別表第10の1の注4⑴留意事項第二の1⑻ |
| 適・否 | 5 自立訓練（機能訓練）計画未作成減算 | 　指定自立訓練（機能訓練）の提供に当たって、自立訓練（機能訓練）計画が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。（機能訓練費サービス費（Ⅰ）・機能訓練サービス費（Ⅱ）が対象）①　作成されていない期間が3月未満の場合　　100分の70②　作成されていない期間が3月以上の場合　　100分の50 | 告示別表第10の1の注4⑵ | ・訓練等給付費明細書・自立訓練（機能訓練）計画 |
| 適・否 | 6 標準利用期間超過減算 | 　利用者のサービス利用期間の平均値が標準利用期間に6月間を加えて得た期間（24月間。ただし、頚髄損傷による四肢麻痺又はそれに類する状態にある障害者にあっては42月間。）を超えている場合、所定単位数に100分の95を乗じて得た数を算定しているか。（機能訓練サービス費（Ⅰ）・同（Ⅱ）が対象） | 告示別表第10の1の注4⑶ | ・訓練等給付費明細書・自立訓練（機能訓練）計画・受給者証写し |
| 適・否 | 7 特別地域加算 | 以下のいずれかの地域（以下「特別地域」という。）に居住している利用者に対して、上記2-2に規定する事業所に置くべき従業者が、当該利用者の居宅を訪問して2-2に規定する指定自立訓練（機能訓練）を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。　①　離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域　②　奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島　③　豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯　④　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地　⑤　山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村　⑥　小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定する小笠原諸島　⑦　半島振興法第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域　⑧　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定農山村地域　⑨　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域　⑩　沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島 | 告示別表第10の1の注4の2 |  |
| 適・否 | 8 情報公表未報告減算 | 情報公表対象サービス等情報に係る市長への報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、100分の10に相当する単位数）を所定単位数から減算しているか。 | 告示別表第10の1の注4の3 | ・情報公表対象サービス等情報に係る市長への報告 |
| 適・否 | 9 業務継続計画未策定減算 | 以下の基準を満たしていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算しない。①　感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定自立訓練（機能訓練）の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。②　当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。 | 告示別表第10の1の注4の4 | ・業務継続計画・従業者に周知した記録・研修及び訓練の実施報告・業務継続計画に基づく対応記録等 |
| 適・否 | 10 身体拘束廃止未実施減算 | 次のいずれかに該当する場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。　①　やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合。　②　次に掲げる措置を講じていない場合　　ア　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。　　イ　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。　　ウ　身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。 | 告示別表第10の1の注4の5 | ・訓練等給付費明細書・指定自立訓練（機能訓練）計画・身体拘束が行われた場合の記録・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・身体拘束等の適正化のための指針・研修実施報告 |
| 適・否 | 11 虐待防止措置未実施減算 | 以下の基準を満たしていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。①　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 告示別表第10の1の注4の6 | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・研修資料等・研修報告書等・研修会開催記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | 12 サービス管理責任者配置等加算 | 次の①及び②のいずれにも適合するものとして市長に届け出た共生型自立訓練（機能訓練）事業所について、1日につき58単位を加算しているか。①　サービス管理責任者を1名以上配置していること。②　地域に貢献する活動を行っていること。 | 告示別表第10の1の注4の7 | ・訓練等給付費明細書・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類・地域に貢献する活動を行っていることを確認できるもの |
| 適・否 | 13 他のサービスとの関係 | 　利用者が自立訓練（機能訓練）以外の障害福祉サービスを受けている間に、機能訓練サービス費を算定していないか。 | 告示別表第10の1の注5 |  |
| 適・否 | 14 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）～（Ⅲ） | ⑴　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）　　生活支援員又は共生型自立訓練（機能訓練）従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして市長に届け出た事業所において、指定自立訓練（機能訓練）を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第10の1の2の注1 | ・訓練等給付費明細書・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類・資格等を証明する書類・経験年数を証明する書類 |
| 適・否 | ⑵　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）生活支援員又は共生型自立訓練（機能訓練）従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして市長に届け出た事業所において、指定自立訓練（機能訓練）を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。　ただし、⑴を算定している場合は算定しない。 | 告示別表第10の1の2の注2 |
| 適・否 | ⑶　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）次の①又は②のいずれかに該当するものとして市長に届け出た事業所において、指定自立訓練（機能訓練）を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、⑴又は⑵を算定している場合は算定しない。①　生活支援員又は共生型自立訓練（機能訓練）従業者として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。②　生活支援員又は共生型自立訓練（機能訓練）従業者として常勤で配置されている従業者のうち、3 年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 | 告示別表第10の1の2の注3 |
| 適・否 | 15 ピアサポート実施加算 | 次の①及び②のいずれにも該当するものとして市長に届け出た事業所において、法第4条第1項に規定する障害者又は障害者であったと市長が認める者（以下「障害者等」という。）である従業者であって、①に規定する障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。①　地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を事業所の従業者として2名以上（当該2名以上のうち少なくとも1名は障害者等とする。）配置していること。②　①に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。 | 告示別表第10の1の3の注 | ・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類・資格等を証明する書類・相談援助の記録・研修実施報告 |
| 適・否 | 16 視覚･聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ） | ⑴　視覚･聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）視覚障害者等である指定自立訓練（機能訓練）の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定自立訓練（機能訓練）の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（機能訓練）の利用者数を40で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、指定自立訓練（機能訓練）を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第10の2の注1 | ・訓練等給付費明細書・職員名簿・勤務表・利用者に関する記録・利用者数に関する書類 |
| 適・否 | ⑵　視覚･聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）視覚障害者等である指定自立訓練（機能訓練）の利用者の数が当該指定自立訓練（機能訓練）の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第10の2の注2 |
| 適・否 | 17 高次脳機能障害者支援体制加算 | 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害があると認められた利用者の数が当該指定自立訓練（機能訓練）の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、以下の基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た事業所において、指定自立訓練（機能訓練）を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。①　高次脳機能障害支援者養成研修又はこれに準ずるものとして都道府県知事が定める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、専ら高次脳機能障害者の支援に従事する従業者を、人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置していること。②　①に規定する者を配置している旨を公表していること。 | 告示別表第10の2の2の注 | ・訓練等給付費明細書・指定自立訓練（機能訓練）の提供に関する記録 |
| 適・否 | 18 初期加算 | 　指定自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第10の3の注 | ・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・指定自立訓練（機能訓練）の提供に関する記録 |
| 適・否 | 19 欠席時対応加算 | 　指定自立訓練（機能訓練）を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定自立訓練（機能訓練）の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定自立訓練（機能訓練）の従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第10の4の注 | ・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・連絡調整の記録・相談援助等の記録 |
| 適・否 | 20 リハビリテーション加算（Ⅰ）、（Ⅱ） | ⑴　リハビリテーション加算（Ⅰ）次の①から⑤までのいずれにも適合するものとして市長に届け出た事業所において、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）を行った場合又は次の①から⑥までの基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た事業所において、障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。①　医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。②　利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定自立訓練（機能訓練）を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。③　利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。④　指定障害者支援施設等に入所する利用者について、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。⑤　④に掲げる利用者以外の利用者については、事業所の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。⑥　事業所における支援プログラムの内容を公表するとともに、利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。 | 告示別表第10の4の2の注1 | ・訓練等給付費明細書・自立訓練（機能訓練）計画・リハビリテーション実施計画・指定自立訓練（機能訓練）の提供に関する記録・情報伝達の記録 |
| 適・否 | ⑵　リハビリテーション加算（Ⅱ）⑴の①から⑤までの基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た事業所において、⑴に規定する障害者以外の障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、⑴を算定している場合は、算定しない。 | 告示別表第10の4の2の注2 |
| 適・否 | 21 利用者負担上限額管理加算 | 　指定自立訓練（機能訓練）事業者、共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第10の5の注 | ・訓練等給付費明細書・受給者証写し・上限額管理結果票 |
| 適・否 | 22 食事提供体制加算 | 　低所得者等であって自立訓練（機能訓練）計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、当該事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た事業所において、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。①　当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。②　食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。③　利用者ごとの体重又はＢＭＩをおおむね6月に1回記録していること。 | 告示別表第10の6の注 | ・訓練等給付費明細書・自立訓練（機能訓練）計画・サービス提供実績記録票・職員名簿・勤務表・委託契約書・費用に関する説明及び同意の書類・献立表・管理栄養士等の献立確認記録・摂食量の記録・体重又はBMIの記録 |
| 適・否 | 23 送迎加算（Ⅰ）、（Ⅱ） | ⑴　以下の基準に該当する送迎を実施しているものとして市長に届け出た事業所において、利用者（事業所と同一敷地内にあり、又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。ア　送迎加算（Ⅰ）次の①から③までのいずれにも適合すること。①　事業所において行われる指定自立訓練（機能訓練）の利用につき、利用者の送迎を行った場合②　当該月において、1回の送迎につき、平均10人以上（ただし、利用定員が20人未満の事業所にあっては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上）の利用者が利用③　当該月において、週3回以上の送迎を実施イ　送迎加算（Ⅱ）上記①の基準に適合し、かつ②又は③のいずれかに適合すること。 | 告示別表第10の7の注1 | ・訓練等給付費明細書・自立訓練（機能訓練）計画・サービス提供記録実績票・送迎の記録・車両運行管理簿・利用者数に関する書類・委託契約書 |
| 適・否 | ⑵　事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で、利用者の送迎を行った場合、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。 | 告示別表第10の7の注2 |
| 適・否 | 24 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）（Ⅱ） | 　指定障害者支援施設等において利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算しているか。⑴　体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合⑵　障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合　障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定する。障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ）については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定する。 | 告示別表第10の8の注1、2、3 | ・訓練等給付費明細書・サービス提供実績記録票・自立訓練（機能訓練）計画・指定自立訓練（機能訓練）の提供に関する記録・サービス提供実績記録票・連絡調整の記録・相談援助等の記録・運営規程 |
| 適・否 | 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）が算定されている指定障害者支援施設等が、以下の基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た場合、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。①　運営規程において、当該指定障害者支援施設等が本市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。②　従業者のうち、本市及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置していること。 | 告示別表第10の8の注4 |
| 適・否 | 25 社会生活支援特別加算 | 以下の施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、以下に示す対象となる利用者に対して、特別な支援に対応した自立訓練（機能訓練）計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。≪施設基準≫①　置くべき看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員に加え、対象となる利用者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。②　社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者を事業所に配置すること又は指定医療機関その他の関係機関から当該資格を有する者を当該事業所に訪問させることにより、対象となる利用者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。③　事業所の従業者に対し、対象となる利用者の支援に関する研修が年1回以上行われていること。④　保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。　≪対象となる利用者≫医療観察法に基づく入院によらない医療を受ける者、刑事施設若しくは少年院からの釈放に伴い関係機関との調整の結果、受け入れた者であって当該釈放から3年を経過していないもの又はこれに準ずる者。 | 告示別表第10の8の2の注 | ・訓練等給付費明細書・受給者証写し・自立訓練（機能訓練）計画・指定自立訓練（機能訓練）の提供に関する記録・職員名簿・雇用契約書・勤務表・資格等を証明する書類・研修計画・研修実施記録・関係機関との連携に関する記録 |
| 適・否 | 26 就労移行支援体制加算 | 事業所における指定自立訓練（機能訓練）を受けた後就労（指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該事業所において指定自立訓練（機能訓練）を受けた場合にあっては、当該指定自立訓練（機能訓練）を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）（過去3年間において、当該事業所において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあっては、市長が適当と認める者に限る。以下「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして市長に届け出た事業所において、指定自立訓練（機能訓練）を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（機能訓練）を行った日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。 | 告示別表第10の8の3の注 | ・訓練等給付費明細書・継続して就労している者に関する書類 |
| 適・否 | 27 緊急時受入加算 | 以下の基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た事業所において、利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、夜間に支援を行ったときに、1日につき所定単位数を加算しているか。①　運営規程において、当該事業所が本市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。②　従業者のうち、本市及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置していること。 | 告示別表第10の8の4の注 | ・訓練等給付費明細書・指定自立訓練（機能訓練）の提供に関する記録・運営規程 |
| 適・否 | 28 集中的支援加算 | 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第10の8の5の注 | ・広域的支援人材による支援の記録 |
| 適・否 | 29 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～（Ⅴ） | （※⑸～⒅は令和7年3月31日までの適用とする。）指定自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次の⑴から⒅までに掲げる加算を算定しているか。ただし、次の⑴から⒅までのいずれかの加算を算定している場合にあっては、次の⑴から⒅までのその他の加算は算定しない。 | 告示別表第10の9の注 | ・訓練等給付費明細書・福祉・介護職員等処遇改善計画書・福祉・介護職員等処遇改善実績報告書・賃金を改善したことが分かる書類・職員に周知した記録・労働保険料の領収証・研修計画・研修実施記録・処遇改善の内容について公表していることが分かるもの |
| 適・否 | ⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。ア　事業所が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。（※令和7年3月31日までは適用しない。）イ　当該自立訓練（機能訓練）等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後（※令和7年3月31日までは、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後）の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。②　当該事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、市長に届け出ていること。③　福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。④　当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市に報告すること。⑤　算定日が属する月の前12月間において、労働基準法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。⑥　当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。⑦　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。ア　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。イ　アの要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。ウ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。エ　ウについて、全ての職員に周知していること。オ　福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。カ　オの要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。⑧　②の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。⑨　⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。⑩　自立訓練（機能訓練）サービス費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを届け出ていること。 |
| 適・否 | ⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）⑴の①から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）⑴の①のア及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）⑴の①のア、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑴次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の自立訓練（機能訓練）サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の自立訓練（機能訓練）サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ及び②から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑵次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の自立訓練（機能訓練）サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑶次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の自立訓練（機能訓練）サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ及び②から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑷次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の自立訓練（機能訓練）サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑸次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の自立訓練（機能訓練）サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑹次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の自立訓練（機能訓練）サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑺次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の自立訓練（機能訓練）サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。②　⑴の①のイ、②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑻次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の自立訓練（機能訓練）サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑼次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の自立訓練（機能訓練）サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑽次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の自立訓練（機能訓練）サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ、②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⒂　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑾次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の自立訓練（機能訓練）サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⒃　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑿次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の自立訓練（機能訓練）サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⒄　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⒀次に掲げる基準のいずれにも適合すること。　①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の自立訓練（機能訓練）サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⒅　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⒁次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の自立訓練（機能訓練）サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| **第8　その他** |
| 適・否 | 障害福祉サービス等情報公表制度 | 障害福祉サービス等情報公表システムに掲載する事業所情報を市に報告しているか。 | 平成30年4月23日付障障発0423第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 |  |